第12期第5回福岡県個人情報保護審議会会議録

1 開催日時

平成27年5月21日(木) 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟特9会議室

3 出席者(五十音順)

4 審査事項

- (1) 福岡県個人情報保護条例の一部改正について
- (2) その他

5 会議の内容

【岡本会長】

定刻になりましたので、福岡県個人情報保護審議会を始めます。

本日は、第12期第5回の審議会でございますが、議事に入る前に、事務局から報告がありますので、まず事務局の方からその点についての報告をお願いいたします。

【事務局】

本日は、委員9人中7人の方に御出席いただいております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、本日、傍聴者はいません。

次に、今春の人事異動で新たに事務局職員に加わった県民情報広報課の職員を紹介させていただきます。

お手元の平成27年度事務局職員名簿を御覧ください。

太字で表示している職員が新任職員となります。順に御紹介します。県民情報広報課 長の神代です。

よろしくお願いいたします。

参事補佐の吉岡です。

よろしくお願いします。

市町村支援課と情報政策課は、第二部会の事務局となります。

ここで県民情報広報課長の神代から一言御挨拶申し上げます。

おはようございます。

4月22日付けで県民情報広報課長に就任いたしました、神代でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本県の個人情報保護の推進につきまして、多大なる 御尽力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、まず厚く御礼を申し上 げます。

さて、本審議会でございますけれども、私より皆様の方が詳しいのですが、全体会と不服申立部会、それから住基・番号法部会という二つの部会がございます。昨年度は諮問案件が11件で、全体会、各部会を含めまして、皆様に就任していただいた5月以降、全部で17回という開催回数を数えております。昨日、担当から、この諮問案件、開催回数はここ数年では最も多い状況になっていると聞きました。これも個人情報、それから個人情報保護に対する考え方が社会の中でますます重要になってきている表れと認識している次第でございます。

さて本日は、最近、新聞を含めて報道がやっと詳しくなってきました、いわゆる番号利用法、10月から市町村によって個別にそれぞれの住民の方に個人番号が通知されて、来年1月からいよいよ利用、施行が始まるという状況の中で、番号利用法の制定による個人情報の取扱い、それから、個人情報を取り巻く社会状況も変わってきておりますので、県の個人情報保護条例を改正しなくてはならない状況になっております。その案件につきまして御審議していただきたいと思っております。

今年も全体会、それから特に、第二部会の開催も度々あろうかと思いますけれども、 ぜひ今年度もよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の挨拶といたします。

【岡本会長】

今、お話がありましたように、いわゆる番号利用法が制定されまして、それに伴って 条例改正に関するアセスメントをやるということで、部会の会議が増えるということで、 なかなか忙しい点もあるかと思います。

さて、本日は全体会でございます。お手元に次第があると思いますけれども、それに 従って進めてまいります。議事は条例の一部改正ということでございまして、これが改 正案についての資料になります。

では早速、議事1「福岡県個人情報保護条例の一部改正について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

平成27年5月1日付けで、福岡県知事から当審議会に、福岡県個人情報保護条例の 一部改正について諮問がありましたので、御審議をお願いします。

その内容について御説明いたします。

事務局の飯田です。私の方から先に説明させていただきます。

まず、資料1というインデックスが貼ってあるレジュメを御覧いただきたいと思います。

ただいま申し上げましたとおり、県民情報広報課が所管します個人情報保護条例の一部改正について御審議をお願いしたいということで、平成27年5月1日付けで審議会

に諮問いたしております。

改正の内容としましては、そこに書いてありますとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号利用法が制定されたことに伴う改正というのが大部分を占めております。

本日はお手元のレジュメに沿いまして、条例を改正する理由と具体的な改正の中身について事務局から説明して、その後、審議をお願いしたいと考えております。

それでは、資料2を御覧ください。

「福岡県個人情報保護条例の一部改正について」ということですが、まず私の方から「1 福岡県個人情報保護条例改正の理由」について簡単に御説明したいと思います。 改正の主な理由というのは、大きく分けて三つございます。まず、(1)にあります とおり、番号利用法の制定に伴う改正があります。理由を説明するに当たりまして、そもそもこの番号利用法というのが、従来の個人情報保護の法体系に対してどのような位置付けにある法律かということを説明したいと思います。

1ページの中ほどの図を御覧ください。

個人情報保護の法体系については、従来からこういったピラミッド型の図で説明されてきました。このピラミッド型の右半分が官、左半分が民を表しております。

まず、※1に「個人情報の保護に関する法律」、一般的に個人情報保護法と呼ばれている法律があります。この法律は、全部で6つの章から構成されておりまして、レジュメの説明にもありますとおり、前半の第1章から第3章までは、官民共通の基本法制の部分を規定し、第4章から第6章まで、後半については一定の事業者に対する義務を規定するという内容になっております。

このほかに、※の2と3ですが、国の行政機関を規制しております「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と、独立行政法人を規制しています「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」があります。先ほどの個人情報保護法と今の二つの法律を併せて「一般法三法」と総称されております。

県をはじめとしました市町村等の地方公共団体につきましては、※4にあるように、 別途、それぞれの団体ごとに個人情報保護条例を定めて規制を行っているという仕組み になっております。

番号利用法というのは、今お話ししました一般法三法に対して特別法という位置付けになっております。10月から全国民に個人番号が付番されるわけですけれども、この個人番号が含まれた個人情報を番号利用法の中では特定個人情報と呼んでおります。この特定個人情報に関して、今までの個人情報よりも厳格な取扱いを定めるという内容になっております。

ここで特別法という言葉が出てきましたので、特別法について簡単に御説明したいと思います。特別法というのは、通常、一般法と対比して用いられるのですけれども、一般法というのが、ある分野に対して一般的に適用される法律というものに対しまして、特別法というのは、特別な分野に関して、その分野特有の規律を定めた法ということで、一般法と特別法で規定される内容が違っている場合、矛盾する場合は、特別法の方が優先するというルールがあります。例を出しますと、民法で取引に関して一般的なルールを定めてありますけれども、これに対して、商取引という特別な分野については商法で

別のルールが定めてあります。この場合は民法が一般法で、商法が特別法ということになります。さらに言いますと、商取引の中でも手形取引という特別な分野の場合は、手形法という法律が別にあるのですが、その場合は商法が一般法で、手形法が特別法となります。今申し上げたとおり、一般法と特別法というのは、そういう相対的な位置付けにあるものです。

説明に戻りますけれども、番号利用法は先ほど言ったように、特定個人情報という特定の分野に関して、通常の個人情報の保護体系の中で特別なルールを定めていますので、特定個人情報に関しては番号利用法のルールが優先するという関係になります。

ここで、皆様のお手元に、内閣官房が出しております図がたくさん入った広報資料をお配りしてあるのですが、これを2枚めくっていただきまして、3枚目を御覧ください。今回のマイナンバー制度の導入に対しましては、3枚目に書かれておりますように、国民の間に様々な不安や懸念がございます。個人番号が付くということで、個人情報が外部に漏えいするのではないか、海外で問題になっているような成りすましによる被害が発生するのではないか、国によって個人情報が一元管理されるのではないかというよ

特定個人情報を保護して、こういった国民の間の不安や懸念を払拭するために、このページの下半分にありますように、制度面あるいはシステム面におきまして、さまざまな保護措置が講じられております。例えば、数回にわたって第二部会の委員の皆様に御審議いただいた特定個人情報保護評価もこの制度における保護措置の一つになっております。特定個人情報に関して個人情報よりも厳格な取扱いのルールが定められているというのも、このような制度面の保護措置の一つでありまして、これを受けて、今回、個人情報保護条例の一部改正を行おうとしているところです。

では、資料2に戻らせていただきます。1ページ目の図の下の説明です。

番号利用法における特定個人情報の取扱いのルールですけれども、1ページ目の下から3行目に書いてありますとおり、番号利用法第29条と第30条の条文で、一般法三法の読替えや、適用を除外するという形の規定がされております。

2ページ目を御覧ください。

うな不安や懸念というものがあります。

一方、地方公共団体に対してはどうかといいますと、番号利用法は地方分権の観点から、特定個人情報の取扱いについて番号利用法で一律に規定するということはされておりません。「番号利用法第31条において、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、開示、訂正等を実施するために、番号利用法の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずること」としております。

福岡県の条例は、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に大体沿ったような形式で作っておりまして、番号利用法第31条でこういう趣旨を踏まえた改正を求められていることから、今回、番号利用法第29条及び第30条で読み替えられている法律の内容に沿った改正を条例の中で行っているというところです。

2ページの真ん中辺りの図ですけれども、従来の個人情報と番号利用法でいう特定個 人情報とはどういう関係にあるかを表しております。

個人情報というのは、皆様御存じのとおり、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別す

ることができることとなるものを含む。)」ということですけれども、番号利用法では、 この個人情報の内容に個人番号が含まれたものを特定個人情報と定義しておりますので、 その図にありますように、特定個人情報は個人情報に含まれるということになります。

さらに、そこに情報提供等記録というものがあります。これは何かといいますと、行 政機関の間で特定個人情報をやり取りする場合は、情報提供ネットワークシステムとい うシステムを通じて行うよう番号利用法で決まっておりまして、このシステムを通じて やり取りをする際に、そこに書いておりますように、「情報照会者、情報提供者、提供 の日時、特定個人情報の項目」などを自動で記録、保存するような仕組みになっており ます。ここで自動記録された情報を番号利用法で情報提供等記録と定義しておりまして、 この情報等提供記録というのは特定個人情報の中に含まれる概念ですけれども、この取 扱いに関しては、それ以外の特定個人情報とは少し違うルールが定められています。で すので、条例上も個人情報と特定個人情報と情報等提供記録というのを区別しながら、 番号利用法の趣旨に沿った改正を行っております。

次に、今回の条例改正の2番目の理由ですけれども、(2)にありますように、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第〇〇号)の制定に伴う改正」というのがあります。名称が長いのですけれども、括弧の前までが一つの法律名です。内容的には、この法律名の前半がいわゆる個人情報保護法ですが、これと、「及び」以下の長い名前が番号利用法ですので、個人情報保護法と番号利用法、この二つの法律の一部を改正するという法律になっております。

そこに「法律第○○号」と書いてあるのは、今、国会で審議中の法律です。いわゆる ビッグデータに関する内容を改正するというものですが、新聞等でも報道されておりま すので、皆さんも御存じではないかと思います。成立するかどうかまだ分かりませんけ れども、通常であれば6月中には国会で成立する見込みになっておりますので、今回の 条例の改正案の中には、この法律案の改正内容も反映したところで一応作っております。

今、御説明しました(1)と(2)が番号利用法関連の条例改正ですけれども、これが最もボリュームがあります。ただ内容的には、今説明しましたとおり、番号利用法の趣旨に沿って、国の法律と同じ形式となるように改正しておりますので、県の独自判断が入る余地はなく、あまり審議の対象にはならないのかなとは考えております。ただ、条例が改正された後は、この内容で運用を開始しまして、不服申立て等についても新しい内容で審議することになりますので、委員の皆様におかれましては、内容について御理解いただきたいと思っております。

それから、2ページの最後ですけれども、3番目の改正理由として、個人情報を取り 巻く環境の変化を踏まえた改正を行っております。

資料を読みますけれども、「高度情報通信社会の進展に伴い、インターネットによる情報提供が日常的に行われている中で、電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限の規定は時代に合わなくなっていること等から、当該規定の見直し」を行っております。内容的には、本日の審議の中心はこの改正部分になるのではないかと思っております。

以上で「1 福岡県個人情報保護条例改正の理由」の説明は終わります。

事務局の森久です。3ページ以降については私の方から説明したいと思います。 3ページをお開きください。

「(1) 番号利用法第31条を踏まえた改正」とございますけれども、ここのアからウまでにつきましては資料3で御説明したいと思いますので、資料3を御覧いただけますでしょうか。それと、資料6に個人情報保護条例の新旧対照表がございます。こちらの方も併せて御覧いただきたいと思いますので、資料6も御用意いただけますでしょうか。

資料3「番号利用法第31条を踏まえた主な改正」でございます。

まず1点目、「利用の制限」についてでございます。改正趣旨のところにございますけれども、「特定個人情報は、利用目的以外の目的での利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に利用が許容される例外事由を限定」しております。例外事由が二つございまして、一つ目が、金融機関が激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合、二つ目が、人の生命、身体又は財産を守るために必要がある場合、この二つに限られております。また、情報提供等記録につきましては、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用が禁止されております。ということで、条例につきましても同様の趣旨で改正を行うということでございます。

つまり、特定個人情報につきましては、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときを除いて利用目的以外の目的での利用を原則禁止」するということでございます。

資料6の2ページ目の上の方に「第五条の二」がございます。これを新設しているものでございます。一方、情報提供等記録については、今申し上げました趣旨のとおり、利用目的以外の目的での利用を一律に禁止するということになっております。

2点目に、「提供の制限」でございます。「番号利用法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号利用法第19条各号に掲げられた場合に限定」されております。番号利用法19条各号というのはどういうものがあるかと申しますと、個人番号利用事務実施者からの提供であるとか、本人又は代理人からの提供であるとか、人の生命、身体又は財産の保護のための提供であるとか、こういったものが14項目掲げられております。条例上も、特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限するというものでございます。

具体的な条文案としましては、先ほど見ていただいた資料6の2ページの真ん中ほどに、「第五条の三」がございます。

3点目に、「開示・訂正・利用停止請求権者」でございます。「特定個人情報については、その性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求等を行うことを認める。」ということでございます。

特定個人情報につきましては、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求 を認める一方、情報提供等記録につきましては、開示請求、訂正請求を認めるというこ とになっております。

具体的な条文としましては、資料6の3ページ中ほどより少し上に「第十二条」がご

ざいます。こちらの方に任意代理人の規定を付け加えています。

4点目に、「利用停止」についてでございます。「番号利用法では、特定個人情報について、番号利用法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同様の措置を講ずる。」ものでございます。

「なお、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制 限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止を認めない。」とされております。

したがいまして、条例につきましても、特定個人情報について利用停止請求を認める 規定を追加しております。

情報提供等記録につきましては、利用停止請求は一律に認めないとされております。 具体的な条文で申し上げますと、資料6の5ページの一番上に「第三十四条」がございます。こちらの条文になります。

それから5点目でございます。「他の法令等による開示の実施との調整」でございます。「現行条例では、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合に重複を認めないことにしているが、マイナ・ポータルによる情報開示の方が県民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、重ねて番号利用法に基づくマイナ・ポータルを通じた開示を可能とする必要がある。」ということでございます。

したがいまして、条例でも、他の法令等の規定による開示の実施との重複を認めるということにしております。

具体的な条文といたしましては、資料 6 の 4 ページの「第二十五条」で「特定個人情報を除く。」と追加しております。

6点目でございます。「開示又は訂正に係る移送」についてでございます。「情報提供等記録は、他の機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする。」こととなっております。

したがいまして、条例におきましても、他の機関への移送を認めないということで、 具体的な条文といたしましては、資料6の4ページ「第二十条」で「情報提供等記録を 除く。」と追加しております。

それから7点目でございます。「訂正に係る通知先」です。「情報提供等記録は、情報照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとする。」ということで、条例におきましても、これらの主体に通知するということにしております。

具体的な条文としましては、資料6の4ページの一番下の「第三十三条」でございます。これらの主体を通知先として括弧書きで追加したということでございます。

続きまして、資料2の3ページに戻っていただきたいと思います。今、御説明した内容は、(1)のアからウまでになります。

次に、「エ その他」でございます。こちらの方は資料5を御覧ください。

順番が前後しますけれども、「(イ)本人から直接書面に記録された個人情報を収集するときは個人情報取扱事務の目的を明示することを義務付けること。」とあります。

これは、資料5の上から2段目の見出しで「目的の明示」、次に「条数」で、「3の2」というのがあります。上から二つ目の太い枠で囲まれた部分でございます。

そちらの理由に記載のとおり、「特定個人情報の適正な取扱いについて、国と同様の 適用となるよう措置を講ずることが求められていることから、行政機関個人情報保護法 に準じて新たに規定するもの。」です。

こちらの具体的な条文は、資料6の1ページ、「第三条の二」、新たにこの規定を設けております。

続きまして、資料2の3ページ、その他の(ア)ですけれども、「公共の安全と秩序の維持に関する特則を適用除外すること。」と書いております。こちらにつきましては資料5の2ページの一段目にございます。「特定個人情報は、番号利用法の規定により利用できる事務の範囲が社会保障・税の分野に限定されているため。」、そもそも条例第11条に犯罪予防等を目的とした個人情報の収集・目的外利用・提供する際の関係規定の適用除外を定めております。この条例第11条の規定に、先ほど申し上げました目的の明示を追加するとともに、特定個人情報についてはこの規定の適用を除外するということにしております。

具体的な条文は、資料6の3ページでございます。上の方に「第十一条」というのが ございます。今御説明したような内容の改正を行っているところです。

続きまして、資料2の3ページ、その他の(ウ)でございます。「個人情報取扱事務登録簿に特定個人情報に関する事項を加えること。」と書いております。こちらにつきましては、資料5の1ページの一番下になります。

具体的な条文は、資料 6 の 2 ページ目から 3 ページ目の第 1 0 条第 2 項第 7 号で、特定個人情報に関する事項について、「特定個人情報ファイル該当の有無等」を追加しているところでございます。

続きまして、資料 2 の 3 ページ、「(2) 平成 2 7 年法律第〇〇号の制定に伴う改正」でございます。「ア 訂正した場合の通知先に条例事務関係情報照会者を追加すること。」、それから「イ 番号利用法の条ずれに伴い改正を行うこと。」と書いております。

こちらについては、資料5の1ページの一番下、これは軽微な改正になるのですけれども、条ずれの部分です。それから2ページ目の真ん中辺りの第33条に「個人情報の提供先への通知」とありまして、その枠の中の一番右の下の方に、「(2)ア」と書いておりますが、この部分になります。

それから、資料2の3ページに戻っていただきまして、「(4)その他所要の規定の整備」というところを先に御説明したいと思います。

「ア 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」という長い名称ですが、この法律の施行に伴いまして、国営の企業が現存しなくなりました。ということで、例外的に不開示とする行政運営情報から該当部分を削除するということにしております。

これにつきましては、資料 5 の 2 ページ目の上の方に、「個人情報の開示義務」というのがありまして、第 1 4条でございますけれども、「県、国若しくは」という現行の条例を「県若しくは」ということで、「国」を削除しております。

資料5の2ページ目の一番下に、「※施行日について」と書いております。この条文は五月雨式に施行することにしておりまして、それぞれ条文ごとに施行日が変わってま

いります。公布の日に施行するもの、個人番号の利用開始の日であります平成28年1月1日に施行するもの、情報ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の開始の日であります平成29年1月に施行するものの三つあるということでございます。

続きまして、資料2の3ページに戻っていただきまして、先ほど飛ばしました「(3)電子計算組織の結合による個人情報の提供の制限の緩和」について御説明いたします。これにつきましては、資料4を御覧ください。

「現状」でございます。条例第6条は、通信回線による電子計算組織の結合による個人情報の実施機関以外への提供について、三つの場合を定めております。一つ目が、「法令に定めのあるとき」。二つ目が、「公安委員会又は警察本部長が、専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき」。三つ目が、「福岡県個人情報審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき」。この三つを除いて禁止しているということでございます。

次に「課題」でございます。「当該規定は、平成16年に全部改正される前の旧条例から内容的には大きな変化がないまま今日に至っており、インターネットの普及や電子情報のやり取りの一般化といった近年の情報通信技術の進展に対応できていない。」

例えば、「国主体のシステム整備に基づき、国や他の地方公共団体とオンライン結合による情報の提供をする場合」。過去の諮問例で申し上げますと、平成20年8月19日に答申いただきました「全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務」が挙げられます。

二つ目に、「公益上必要性の高い情報を本人の同意を得てインターネットに提供する場合」。過去の諮問例で申し上げますと、これは皆様御記憶に新しいところだと思いますが、「インターネットのホームページによる福岡県知事登録旅行業者等登録情報提供事務」ということで、昨年9月に観光・物産振興課から諮問がなされたものがございました。

三つ目に、「本人に関する個人情報を当該本人に提供する場合」ということで、この 諮問例としましては、「教務システムによる学生登録情報の提供事務」ということで、 昨年8月と今年2月に、それぞれ九州歯科大と福岡県立大学から諮問された例がござい ました。

続きまして、2ページでございます。

「見直しの必要性」についてでございます。「公益性や必要性が高いことが明らかな場合の提供、県民に対する情報提供が一般化しており、必要な情報セキュリティ対策が講じられている県のHPによる提供等でも福岡県個人情報保護審議会の諮問を経る必要があり、合理性を欠いている。」

2点目に、「緊急な場合に対応できないため、実施機関が行う事務の適正な遂行に支 障を来すことが想定される。」

3点目に、「ICTの更なる進展により、同条第3号に規定する「個人情報について 必要な保護措置が講じられていると認められる」に該当する事例がますます増加するこ とが予想される。」ということから、今回の見直しを行いたいと考えているところでご ざいます。 具体的な見直しの内容としましては、条例第6条第3項に規定する「福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で」の部分を削除し、個人情報の提供の制限を定めた条例第5条第4項に加えるということです。

具体的に条文を見ていただきたいのですけれども、資料6の2ページになります。

真ん中から少し下のところの右側に、「第六条 電子計算組織の結合による提供の制限」という条文がございます。これが現行の条例の規定でございます。この第3号の「福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で」という部分を削除して、第5条第4項に加えるということで、2ページの一番上に第5条第4項がございます。「実施機関は、法令等の規定に基づく場合、又は公益上必要であり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算機その他の機器の結合により当該個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。」ということでございます。

資料4の2ページに戻っていただきまして、「参考」のところに書いておりますけれども、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、情報技術を活用した個人情報の利用の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは実態に即しないし、合理性を欠いており、むしろ、重要な点は、個人情報をみだりに利用・提供させないことであるとして、オンライン結合に関する規定を設けていない。」二つ目につきましては、割愛させていただきます。

3ページ目を御覧ください。

次に、「全国の状況」について書いております。平成27年4月時点で、原則オンライン結合による個人情報の提供を禁止しているところが31道府県になっております。 それから、条件付きでオンライン結合による個人情報の提供を認容しているところが13都県、オンライン結合による個人情報の提供に係る規定自体がないというのが3県ございます。

それから、「東京都における見直しの動き」と書いておりますけれども、東京都でも 審議会の答申が平成27年3月にございまして、「都条例におけるオンラインによる保 有個人情報の提供を原則禁止とする規定についは、必要な保護措置を講じることによっ て、オンラインによる保有個人情報の提供が原則可能となるよう改正すべきである。」 という答申が出ているところでございます。

神奈川県は、既に条例改正しており、未施行でありますが、アンダーラインを引いておりますとおり、(1)、(3)、(4)、(5)に該当するときには、オンライン結合による個人情報の提供を認めるというように拡大しています。

以上で、改正の内容についての説明を終わります。

【岡本会長】

一通り説明が終わりましたけれども、非常に内容が盛りだくさんなので、頭の中が整理できていないところがあるだろうかと思います。技術的なことでございますので、こういう立法実務に携わったことのない人にとっては非常に抵抗感のあるところだと思います。

少し補足いたします。いわゆる番号利用法が制定されたということで、この資料2の

2ページ、上の方に番号利用法第31条が書いてあります。地方公共団体は、この法律に基づいて国が行う措置の趣旨を踏まえて、同じように必要な措置を講じなければならないということですが、これは行政手続法とか情報公開法でも同じような趣旨の規定が置かれておりまして、法律で一律には縛らないけれども、同じような内容の条例を作りなさいということを言っているわけです。

情報公開法の場合には、条例の方がむしろ先行していたということがあって、何を今さらということではありますけれども、ただ、後から作った法律が最新型になってしまったものだから、それに合わせて平成13年頃にいろいろ最新型の条例に改正したというところがございます。

それから、行政手続法では、これも結局は行政手続条例を各自治体が作りました。それから、個人情報保護についても、国の場合には、資料2の1ページ目の図のところですけれども、「※1 個人情報の保護に関する法律」等の中で、やはり同じように地方公共団体が必要な措置を講じなさいということが書いてあります。その行政手続条例と個人情報保護条例については、総務省の強い指導で比較的早期に100%の自治体で整備をしたという事情がございます。

個人情報保護法に関してはそういうことでございますけれども、法律の方で番号利用 法が特定個人情報を対象としてどうするかというようなことをしたので、個人番号が付いた個人情報について、法律に合わせた取扱いを、整合性が取れるように、場合によっては適用除外もありますけれども、条例を手直しするようになっておるわけです。

それから、この資料2の2ページ目の(2)ですが、先ほども出ましたけれども、ビッグデータの取扱い等で一部改正するということで、これはいわば先取りした形で、どうせまた同じことで必要な措置を講じなければならないことになるから、この際、改正してしまおうということでございます。

この2点は、改正することについてはここでどうこう言う余地はございません。法律に適合しなければならないということですから。あとは文言の書き方が間違いないかということをチェックするぐらいです。法律に適合するために改正いたしますという箇所については、そのやり方がどうこうといった話はないと理解してください。

それから、もう一つは、オンライン結合の禁止というものを解除というか、やめてしまおうではないかというのは、これも今説明がありましたように、オンラインで情報をやり取りするということがもう非常に広がってしまっている、法律自体、最初からオンライン結合をむしろ活用するというつもりなので、かねてから各条例は改正すべきだというのが総務省の意向でございます。

本県でも、実情としては当初ほどの警戒心を持たなくても良いようになっているのではないか、したがって、いちいち審議会の意見を聴かなくても、しかるべくチェックする手続があればいいのではないかということで、この際、ここの部分も改正したいということです。

それから、些細なことですが、言葉の使い方で、漢字の使い間違いの際手直しと、これは些細なことでございます。

そこで、資料3を御覧ください。

ここで番号利用法第31条を踏まえた主な改正というのが、項目としてはこれだけ挙

がっています。左側の項目です。右側に改正趣旨というのがあろうと思います。本当はこれをじっくり読まなければならないのですが、実際の改正作業としては、資料5に一覧表が挙がっていて、どこをどう変えましたというのが書いてあります。他にも、いつから施行するかということについてもお断りがありますが、この点もかなり技術的なことなので、あまりこだわる必要はないだろうと思います。

これをさらに具体化して、もっと見やすくしたというのが資料6でございます。先ほどの説明でもたびたび出てきましたが、例えば1ページでいいますと、個人情報以外、特定個人情報という定義、規定を新設するとか、情報提供等記録という言葉を使って番号利用法への対応を図る。それから、下の方、「第三条の二」というのは、要するにもともと個人情報の収集については、利用目的を限定して、それに必要な限りで収集すべきであって、利用目的を超えた個人情報の収集は行わないようになっています。それからもう1点、原則として本人から収集しなさいということですけれども、その際に本人にあらかじめ目的を明示しておけばトラブルが少ないであろうということがあります。

そういうことで、いくつか定義規定の新設や、取扱方法で特定個人情報については例外ですよとか、いろいろあります。特徴的なところとでは、開示請求のところ、資料6の3ページ目の真ん中辺りに、開示請求をするのは本人ですが、未成年者あるいは成年被後見人である場合には、その法定代理人、つまり親権者あるいは成年後見人と限定していたのですけれども、任意代理、つまりこの人に頼みましたという、法定代理ではなくても、たまたまこの人に頼みましたという人を通じてでもできますというように、これは本人関与の機会を増やした方が良いという法律の考えだそうです。以前から慎重に取り扱わなければならないとして、例えば弁護士が代理してもいけないのかという問題があった箇所です。特定の職種だけに限定するわけにもいかないので、任意代理で代理権がはっきりしていれば良いというように変えたというのが、この「第十二条」と「第十三条」ですね。

それから、まだいろいろありますけれども、ということで順に並んでいて、具体的に 改正されるところは、この新旧対照表の改正案と現行というところで下線を引いたとこ ろに、新設ないし挿入ということでございますが、例えば第四条のように、「漏えい、 滅失及びき損」というのは漢字の制限があって、「き」の部分だけ平仮名です。私から すると、「この1字だけ何故平仮名なのか。」と、かえって抵抗があったのですけれど も、今度は漢字が使えるようになったための改正や、先ほどの国営の林野の企業がなく なったため、その企業は外しますとか、あれこれ並んでおります。

そういう次第で、どうしても改正しなければならない箇所、あるいはこの際改正した 方が良い箇所、あるいは漢字・平仮名の手直し等と、タイプの違うものがいっぱいあっ て、しかも関係条文がたくさんありますので、それを精査するのは短時間では大変です けれども、とりあえず私の補足説明はこれぐらいにいたしまして、具体的にほかの委員 さんの質問等についてお伺いします。おそらく質問はたくさんあるのだろうと思います。 どなたからでも結構でございますが、確認しておきたいところや、気になる点があれば、 自由に発言をしていただきたいと思います。あり過ぎて手に負えないかもしれませんが。

【石坂委員】

どこから手をつけたらいいか分からないですけれども、資料2の改正のまとめの

(3) 個人情報を取り巻く環境の変化を踏まえた改正というのは、昨年度私が、「こういうパターンの諮問というのはいっぱい来るから、まとめてやっちゃえば良いのではないか。」と提案したのですけれども、そのことだと考えてよろしいのでしょうか。

【事務局】

そうです。

【石坂委員】

少し安心しました。

【岡本会長】

県立大の諮問は、「そもそもこれは目的外利用ではないのではないか。」、「本人に本人のことを教えるのが何で悪いんだ。」という話もございまして、意味がないというのは変だけれども、状況は大分変わっているというのも考えるべきだということではあります。

【石坂委員】

そうすると、審議会の開催回数が減るというか、そういう認識でよろしいのでしょうか。

【岡本会長】

少なくとも、例外的なオンライン結合を認めて良いかということに関する諮問は相当 減ると思います。

【小林委員】

今のお話は、この改正の方向によると、諮問自体がなくなるということですか。

【岡本会長】

オンライン結合に関してはですね。

たくさんありますので、どの点でも構いません。これはどういうことですかという質問でも結構でございますので、御自由に。

【森委員】

時代に合わせてこうやって変えていくのは、すごく良いことだと思います。石坂委員もおっしゃったみたいに。やはりあの話合いはもったいないなと思っていたので、良いかなと思っているのですけれども。

具体的な条文に関しては、国の法律に合わせたもので、ここで審議する内容ではない ということですよね、この条文に関して。

【事務局】

この条文の表現の仕方については、各都道府県それぞれ違っていますから……。

【岡本会長】

つまり内容を合わせなければならないということだけははっきりしているので、そんなことはやる必要がないと言われては困りますが、言葉遣いとしてはどうか、あるいはどこの条文の中にくっつけるかとかいうのは若干選択の余地はあることはあるのです。 内容的には動かせないということです。

【森委員】

大きな意味合いとしては動かせないと。

【岡本会長】

法律への適合という点ではですね。

【小林委員】

ここで唯一考えるのは、今出た個人情報保護条例第6条の削除のところと第5条第4項の追加のところですか。

【事務局】

はい。

【小林委員】

ここのところは番号利用法の制定に伴ってこうしなさいと言われているのと違った意味合いのところなので、ここの部分はこういう表現で良いのでしょうかという問題になると。

【事務局】

はい。

【相本委員】

オンライン結合ですけれども、皆さんのおっしゃることもよく分かるのですが、条文 改正によって、要するにこの審議会に諮ることがなくなるということは、監視とかチェ ックが一つなくなるということでもあるかなと思うのですね。

実際、県立大学の情報、自己の情報を本人に提供するものをどうという場合、これは 諮る必要があるのかなというのも確かだと思うのですけれども、あの際に実施機関の方 が来られて、「こういう措置を講じて情報が漏れないようにしています。」とか、「こ ういうふうにサーバーを設置して、切り離しているので、情報が漏れる心配はありませ ん。」というようなことをきちんとチェックしたり、そういったことがこうなっていま すよということを諮る機会というのは、これがなくなっても担保されるのですか。

【事務局】

「条文上必要な保護措置が図られている場合は」と書いておりますけれども、必要な保護措置のところは、システム上、情報処理についての規定というのを、事務局の情報政策課が知事部局については規定を持っておりまして、ちょっと調べましたけれども、知事部局以外の議会や行政委員会関係、県立大などの地方独立行政法人もそうですが、全実施機関に尋ねましたところ、そういう情報処理に関してはそれぞれ規定を持っておりまして、知事部局並みの規定を持って運用しているということは確認できております。

【岡本会長】

確認しないわけではありません。ここの審議会に出すかどうかという話です。そういう点ではシステム上、個人情報の保護措置がきちんとなされているから、事務的なチェックで十分ではなかろうかというものを、一々この審議会で意見を聞かなくてもいいのではないですかという話です。その辺が時代の変化ですという説明でした。

【相本委員】

この条例が作られたときには、何らかそういうようなものが必要ではないかと思われていたけれどもということですね。

【岡本会長】

そういうシステム上の安全策を講じるというのが常識化しているから、これはもう事 務的なチェックというか、確認をしていただければということで、何かあったら自分の ところでとめるという話で、一々この審議会に、こういうことをやろうとしているので すが判断してくださいとまでは言わないということです。

【森委員】

単純に個人的に、せっかくこうやって個人情報保護に関する法令が変わって、必要なものであれば審議会を経ずに出せるというのであれば、以前、犯罪防止で、不動産会社で許可を取っているところが公開されていましたけれども、今いろいろ詐欺とかも多いので、「そういったものの防止で必要な情報は、逆にこれは公開した方が良いのではないか。」というような話ができる場があったら良いのかなと思いました。これは個人的な話で、いろいろ投資の詐欺とか電話の詐欺とかたくさんあるので、「投資の許可を取っている事業者でないと基本は扱えないよ。」といったことを公表して、犯罪防止になると良いかなと感じました。

【岡本会長】

それをどの程度拡大する必要があるのかというのは、例えば県ホームページでの情報を提供する場合、ひとまずは関係部局で判断することで、審議会としてもこういう情報の是非など審議して要望することは可能だろうとは思います。従来はむしろ、「出すな。」というチェックをしていたので、「もっと出せ。」ということになると、また内容が違うかもしれません。

個別の条文の文言につきましては、皆さん方に見て適否を判断せよというのは気の毒な話で……。

【石坂委員】

一つだけよろしいでしょうか。全くそういう法律の文章は分からないのですけれども、 資料6の3ページ、先ほど岡本会長がおっしゃっていた開示請求権のところですが、括 弧の外は、いわゆる普通の個人情報保護条例ですよね。括弧の中が特定個人情報につい てですよね。そのときに、普通の個人情報よりも特定個人情報の方が条件が緩くなって いるわけですよね。

【事務局】

そうですね。

【石坂委員】

それがすごく違和感があるのですよね。むしろこっちの方が保護されるべきであって、 そんな代理人に見せて良いのかという感じが私はするのですよね。どうなんでしょうか。

【事務局】

そこは改正案が出た当初から、地方からはそういう声が盛んに国に上がっていたのですけれども、国は、先ほど会長も言われたように、税と社会保障と防災の分野に限っていますが、例えば「税理士が税の申告をする場合に代理人になるのもいけないのか。」とか、「弁護士が代理して申請する場合もいけないのか。」とか、そういう機会を広げた方が良いだろうということを理由で任意代理人は認めるという考え方です。おっしゃっていることは最もだと思うのですけれども……。

【石坂委員】

そうだとしたら、もとの、この普通の個人情報も緩める方が……。

【事務局】

そこも課内で議論したのですけれども、特定個人情報については、特定個人情報を運用する中からそういう理屈があって緩めていますが、それを通常の個人情報にまで広げる理由にはならないかなと考えています。

【石坂委員】

それは言っていることが分からない。特定個人情報の方が厳密に保護されるべきなのに、その親の方をむしろ制約かけるのが当然だというのは私には分からないです。

【岡本会長】

特定個人情報は、個人番号が付いた個人情報ですよね。この人の番号は何番というのが。これは今のところ、使う場面が税務と社会保障と災害対策ということですけれども、差し当たりは税務で、今話が出ましたように、税理士さんに仕事を任せているような、弁護士さんも税理士を兼ねていますが、実際やるかどうか分かりませんが、そういうことで、代理人として仕事をするのに支障がない程度にはやらせてくれという話です。

特定個人情報というのは、そういう意味では厳重にしなければならないけれども、実際使う場面というのは限られているからということがあって、例えば今の税理士さんの業務と同じような感じで一般的に広げられるのかというと、私はもうちょっと広げて、任意代理でもいいような気もするのですが、従来の個人情報保護制度が代理権者の範囲を限定した手前、そんなに広げるべきではないということのようです。この際もっと広げてもということもないわけではありません。

【小林委員】

今の点ですけれども、そういう考えが良いのかどうかというのは置いておいて、資料3の真ん中の「開示・訂正・利用停止請求権者」のところの改正の趣旨を見ると、「特定個人情報については、その性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求等を行うことを認める。」、つまりここでの発想は、本人が開示請求できる範囲を広めて、本人の権利をより厚くしようという発想じゃないかと思うのですね。だから、特定個人情報の方がより一層保護を与えられるべきだから、開示請求者を増やすという発想であるのだろうと。理屈としてはそういうことですね。

ただ、先ほど石坂委員が言われたとおり、どっちかというと逆に広がってしまって、より情報が出やすくなってしまっている。それが本当に個人情報の保護に沿っているのだろうかというのは疑問があって、だからこそ、いろいろ地方公共団体からも意見が出たのだろうと思います。この趣旨から見ると、むしろ開示請求権を広げる方が本人の保護になるだろうという発想みたいですね。

【岡本会長】

要するに、本人の代わりにやってくれという依頼ができるかどうかなので。開示請求とすればですが。いわゆる情報公開制度とは違いますからね。本人情報をどう取り扱うかということなので、代理人を通じてもできるということは、本人が動く範囲がその分広がっているとなるわけです。そういう意味で関与の機会が広げられるのは良いことだという話ではあるのですけれども。

とはいえ、一般的な個人情報でも代理ではいけないのかというのも本当は同じことだ よね。これで広げるのが良いというなら、それ以外でもむしろ広げて良いのでしょうけ れども。

住民基本台帳法、あるいは戸籍法だったか、代理請求ができるという職種がずらっと 並んでいる規定があったような気がするのだけれども、わざわざ職種を並べるのも大変 ですが。

【原田委員】

職務上請求の8士業の人ですか。

【岡本会長】

弁護士さんとか税理士さんとか。

【原田委員】

司法書士とかね。

【岡本会長】

司法書士とか、弁理士さんも入っていたかな。何かいろいろ入っていた。

【原田委員】

行政書士。

【岡本会長】

ここでの任意代理というのは業種に限らない代理ですから、確かに広いといえば広いけれども。

【小林委員】

だから、個人情報と特定個人情報に、ここの部分で差を設ける意味はあまりよく分からないですよね。確かに特定個人情報で広げるのだったら、別に個人情報も広げてもいいのではないかという気もします。逆にそこは狭くするのだったら、両方同じように狭くしておけばいいのではないかと。そこを区別するのはあまりよく分かりませんが、いろいろ議論があって、最終的に落ち付いてしまったから、もういかんともしがたいところがあるのだろうと思いますけれども。

【原田委員】

特定個人情報の開示請求等では、当然、窓口に行って本人確認もするわけですか。

【事務局】

はい。

【原田委員】

例えば、第三者が「カードを紛失しましたよ。」と言ってきても、本人確認するわけですよね。

【岡本会長】

本人確認というか、代理権確認をしなければならないのでしょう。

そのほか、これはどういうことでしょうかなどというようなお尋ねはございませんか。

【相本委員】

マイナンバーの通知が10月から始まるといいますけれども、例えば、かつて住基ネットの番号が送られてきたときは、圧着はがきが来て、それを自分たち個人で転記するなり、何かして保存してくれということで、個人的に請求した場合は多分身分証明書に使えるようなカードができたと思うのですね。今回、このカードは一生使いますよと、このナンバーは一生変わりませんよということですが、それで、マイナンバーを住基の

時のように圧着はがきを保存するのか、それともアメリカのソーシャルセキュリティーナンバーであるとか、中国の身分証明書であるとか、そのようなものが発行されて、定期的に切替えが行われて、写真等が付いて、そして保存されていくのかというようなあたりが、そういえばどうなっているのだろうと思っていたのですけれども。

【岡本会長】

10月1日は通知が来るだけで、カードを発行するかどうかは本人が申告するのだったと思いますけれども、その辺の事情を説明してください。

【事務局】

情報政策課の江島と申します。マイナンバー制度を所管している課になります。

10月に送られてきますのは、通知カードといいまして、形状としては運転免許証や一般のクレジットカードと同じような形の通知カードです。ただし、これは紙製のカードで、御本人の氏名、住所、生年月日、性別に加えてマイナンバーが書かれた紙製のカードが送られてまいります。ここには顔写真は載っておりません。基本的にはまずこのカードを一生保管していただく。自分のマイナンバーをずっと覚えておくために保管していただき、行政の手続の際にも使うということになります。

一方で、いわゆる個人番号カードといわれる、先ほどの情報に顔写真がプラスされたもの、そしてプラスチック製のカードになったものは、御本人が申請をいただくことで市町村長が交付するという形になります。そこは本人の選択にはなるのですが、顔写真付きの個人番号カードを申請していただいて、その交付を受けると身分証明などにも使えますので、是非そうしていただきたいというような形になっております。

【相本委員】

市町村長が発行するという場合は、例えば転勤等で別のところに行くとか、住所、戸 籍地が変わるという場合は、そのカードをそのまま持っていって良いということですか。

【事務局】

基本的には運転免許証と同じような形で、カード自体を変えるというよりは書き足す、 書き替えるという形で対応することになっています。

【相本委員】

顔写真等が入るということは、当然、定期的な切替えが起きてくるということですよ ね。

【事務局】

個人番号カードは、大人の方に関しては10年ごと、子供は容姿容貌が変わりますので、5年で切替えということになっております。

【岡本会長】

大人でも5年で変わるかもしれない。パスポートもそうですよね。10年、5年となっていますけれども。

【相本委員】

ありがとうございました。

【岡本会長】

市町村長が交付すると言っているけれども、福岡市の場合だったら区役所でしょうね。 そのほかにございませんか。

【全委員】

なし。

【岡本会長】

では、議事を進めましょう。

この案件については次回に答申を行うというスケジュールになっているはずですけれども、間違いありませんか。

では、次回に今の議論で、当審議会としてはこれでオーケーでしょうということになるかと思いますけれども、答申案については次回、そういう趣旨の答申案をここでまた検討いたしまして、知事に答申をするという段取りでございますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岡本会長】

では、次回はいつになるのですか。

【事務局】

次回の日程でございます。6月18日木曜日10時から、この会議室での開催を予定 しております。御出席のほどよろしくお願いします。

【岡本会長】

6月18日の10時からだそうですので、スケジュールの調整等をお願いいたします。 ほかにありませんか。

【全委員】

なし。

【岡本会長】

事務局もありませんか。

【事務局】

特にございません。

【岡本会長】

では、本日の議事は全て終了でございますので、以上で本日の審議会を終わりといたします。どうもお疲れさまでございました。